

**福島県原子力発電所の廃炉に関する安全監視協議会
労働者安全衛生対策部会運営要領**

福島県原子力発電所の廃炉に関する安全監視協議会設置要綱（以下「要綱」という。）第6条第7項の規定に基づき、労働者安全衛生対策部会（以下「部会」という。）の組織及び運営は、この要領の定めるところによる。

第一 協議事項

要綱第6条第1項に基づく特定の事項は、次のとおりとする。

- (1) 廃止措置等作業従事者の安全確保に関すること。
- (2) 廃止措置等作業従事者の雇用適正化に関すること。
- (3) 廃止措置等作業従事者の要員確保に関すること。
- (4) 廃止措置等作業環境の安全確保に関すること。
- (5) その他部会において必要と認められること。

第二 部会長

要綱第6条第2項に基づく部会長は、福島県危機管理部次長（原子力安全担当）をもって充てる。

第三 会長が必要と認める構成員

要綱第6条第4項で定める関係機関の職員は、次の機関ごとに当該機関の長がその職員の中から指名した職員とする。なお、指名した職員は必要に応じ、同じ機関の他の職員に変更することができる。

厚生労働省 福島労働局
原子力規制庁
経済産業省
福島県 企画調整部エネルギー課、生活環境部環境創造センター、
保健福祉部地域医療課、商工労働部雇用労政課

第四 会長が必要と認める構成員以外の者

要綱第6条第5項に基づく構成員以外の者とは、次の機関の職員とする。

東京電力ホールディングス株式会社

第五 庶務

部会の庶務は、福島県危機管理部原子力安全対策課において処理する。

附 則

この要領は、平成25年9月17日から実施する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成27年10月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成28年8月12日から実施する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から実施する。